

令和3年（ネ）第151号 福島原発避難者損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 菅野清一 外294名

控訴人（一審原告） 28名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

控訴準備書面（6）

2022（令和4）年8月18日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝

同 広田次男

同 鈴木堯博

同 米倉 勉

同 宮腰直子

同 高橋右京

外

本書面は、一審被告の令和4年8月4日付控訴審準備書面（4）[一審原告本人尋問の必要性について]に対して反論するものである。

一審原告らは、一審被告の原告本人尋問申請が必要ないことについて本年8月8日付意見書を提出したところであるが、今般、一審被告から令和4年8月4日付控訴審準備書面（4）[一審原告本人尋問の必要性について]が提出されたので、これに対し反論する。

第1 総論部分（2～7頁）

1 一審被告は、「苦痛の有無や程度は当然ながら各人が置かれた状況によって異なる」から「慰謝料の評価・算定は本来、各自の個別の事情に基づきなされる必要があ」り、「一審原告ら各自の個別事情が明らかにされる必要がある」とし、「一審原告ら全員について尋問が実施されるか…少なくとも一審原告らの全世帯から各1名の世帯代表者について原告本人尋問を実施」することが必要だとする。

しかしながら、これまで何度も述べてきたとおり、一審原告らが主張しているのは、本件事故によって避難生活を余儀なくされた避難慰謝料と、本件事故によってふるさとを剥奪されたことによるふるさと剥奪慰謝料であって、これらは各人の避難生活の様相に関わらず共通して被った損害を問題にしており、個々人の事情によって個別に認定・算定される性質の損害ではないから、一審被告の主張は失当である。

2 また、一審被告は、一審原告らの立証方針に従って「一審原告ら全員の被害を『代表』する一審原告らに限って本人尋問が実施され」ることは、「一審原告らに共通する被害の実態を正しく反映するものであるか否か」という「代表」性に疑問があるとし、一審被告の選定による本人尋問を実施することが、損害認定の適性を確保し、一審被告の防御において極めて重要だとする。

しかしながら、「一審原告ら全員の被害を『代表』する一審原告らに限って本人尋問が実施」されてきたとする被告の認識は誤っている。

一審原告らの本人尋問では、尋問対象者の体験や見聞を通じて、本人及びその家族のみならず近隣住民や地域住民の状況ひいては山木屋地域の共同性について明らかにし、これにより一審原告らに共通する避難慰謝料及び故郷剥奪慰謝料の

根拠事実を立証してきたのであって、尋問対象者の個別の被害が「一審原告ら全員の被害を『代表』する」ということではなく、したがって、「一審原告ら全員の被害を『代表』する一審原告らに限って本人尋問が実施」されてきたという一審被告の認識は誤りである。

そして、一審被告には反対尋問の機会が与えられ、防衛の機会が保障されていたことは論を待たない。

したがって、一審被告が選定した一審原告の尋問を行わなければ損害認定の適正が確保されないとする意見は失当である。

3 一審被告は、原審が故郷剥奪慰謝料に対する賠償を一部認めたことは民事訴訟法248条に基づく損害認定であり、その認定における裁判所の裁量は、訴訟の両当事者に十分な立証をさせることができるとする旨を確認的に規定したにすぎず、一審被告による原告本人尋問を採用すべき根拠となるものではない。

しかしながら、民事訴訟法248条は、裁判所が口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき損害額の認定を行うことができる旨を確認的に規定したにすぎず、一審被告による原告本人尋問を採用すべき根拠となるものではない。

一審被告は、「例えば」として「原告側が申請した証拠のみ採用して、被告が申請した証拠は全て採用せずに」裁判所が損害認定を行う場合を挙げるが、本訴訟は、原審を含め、そのような経緯を辿っていない。(そもそもそのような事例は想定し難く、何故にこのような例示をするのか理解しがたい。)

原審においても、当事者双方から様々な証拠が提出されており、原告本人尋問では当然のことながら被告の反対尋問の機会は保障されていた。双方の主張立証に基づいて審理がなされ判決が出されたことに疑いの余地はない。

したがって、民事訴訟法248条は、一審被告の申請する原告本人尋問を採用する理由にならない。

4 一審被告は、6名に絞った一審原告本人尋問を通じて「一審原告側が強調したいと考える一方の視点だけではなく、より広い観点から本件の実情を法廷で明らかにする」とし、「これら6名の尋問を通じて明らかにする予定の事情は、本件事故前後を通じての生活のありようの全体であり、損害の発生状況やその補填

の実情、一審被告による賠償の実施により平穏な生活が回復されている実情等」であるとする。

しかしながら、「本件事故前後を通じての生活のありようの全体」を尋問することは、争点と関連性が曖昧であり、不必要に対象原告のプライバシーを公開法廷で晒す危険が高く、認められない。一審被告は、すでに実施された原告本人尋問において反対尋問を行うことにより一審原告らの立証に対する防御を行っているから、一審原告らの立証と離れて恣意的に原告を選び尋問を行う必要はない。

また、「損害の発生状況やその補填の実情」及び「一審被告による賠償の実施により平穏な生活が回復されている実情」を尋問することは、対象原告の受領した賠償金やその内容や使途を公開法廷で晒すことになり、認められない。これらの立証命題は、「弁済の抗弁」とともに一審被告が提出した膨大な書証（直接請求による既払金に関する資料）によって十分に明らかにされており、一審原告らは既払金の額及び内容について特段争っていないから、一審被告が公開法廷で原告本人に対し尋問を行う必要はない。

5 一審被告は、原告番号121-3及び同123-3の尋問をする理由として、「故郷喪失慰謝料」について年齢等によって差異があると主張し、これまで実施した原告本人尋問対象者に年齢的な偏りがあるから、年齢が若い一審原告の実情を明らかにするために年齢の若い一審原告の尋問の必要性が高いと述べる。

しかしながら、年齢の若い一審原告の尋問ということであれば、一審原告らが請求する原告番号178-3の原告本人尋問で足りる。

6 一審被告は、原告番号118-1、同125、同129-2、同169-1の尋問をする理由として、「住居確保費用の賠償によって、山木屋地区以外の住居を早期に取得したり、複数の住宅を取得したりしている者」と、「山木屋地区のみに住居を維持して、帰還可能となった後、直ちに山木屋地区に帰還した者」とでは「避難生活の終了時期をどのように評価すべきか、避難生活に関する慰謝料をどのように認定するか」について「異なる部分がある」とし、その判断のために尋問が必要であるとする。そして、一審被告は、上記4名は前者にあたるとしてその尋問が必要であるとする。

しかしながら、「避難生活の終了時期をどのように評価すべきか、避難生活に関する慰謝料をどのように認定するか」は、事実の法的評価に関する事であり、一審被告が選定した6名の原告の尋問によって立証されうるものではないから、尋問を行う理由にならない。

また、すでに実施した原告本人尋問の対象者には、「住居確保費用の賠償によって、山木屋地区以外の住居を早期に取得したり、複数の住宅を取得したりしている者」が含まれており、いずれの尋問においても一審被告は反対尋問の機会を与えられていたから、今般改めて別の原告を一審被告が主尋問する必要はない。

7 一審被告は、これまでに行われた原告本人尋問が「代表立証」であり、「統計調査における標本調査に類似」しているというが、誤認・誤解も甚だしい。

集団訴訟において、訴訟経済的観点等から、原告全員の尋問を行わず、何人の代表的な原告の尋問を行うことは、一般的に認められている。一審被告の言うところの「代表立証」はこのような代表的な原告の尋問を行うことを指していると思われるが、訴訟における立証活動は統計調査とは全く異なる目的・手続であり、統計手法を立証方法のアナロジーと捉えること自体、訴訟手続に対する理解を誤っていると言わざるを得ない。

立証活動は統計調査と異なるから、一部の対象だけを選んで調べる「標本調査」でもないし、代表的又は典型的と考えられる調査対象を抽出する「有意抽出法」を取るものでもない。一審原告らの立証活動が「有意抽出法」にもならないという一審被告の指摘はそもそも類似性のない立証活動と統計調査を混同するもので全く当を得ないものであり、「標本誤差を是正する」ことを問題にする意味もない。

最初に指摘したとおり、原告本人尋問の対象者が「一審原告ら全員の被害」を「代表」するという一審被告の捉え方にそもそも誤りがある。一審被告によれば、特定の原告の個人的被害が、他の原告らに共通する被害かどうかを問題にすべきだということになるが、そのような主張立証は一審原告の採るところではない。

これまでに実施した本人尋問対象者は、各々その体験及び見聞に基づき、一審

原告らに共通する被害について証言し、もって一審原告ら避難者全員に共通する損害の立証をしてきたのであって、個人的被害のみを立証してそれが一審原告に共通するという主張立証をしているわけではない。

よって、一審被告の主張する必要性は失当というほかない。

第2 各論部分（8～13頁）

1 原告番号118-1について

(1) 一審被告は、当該原告に対して直接請求により自宅不動産に係る財物損害と住居確保費用の賠償がなされており、当該原告が山木屋の自宅以外に複数の不動産を取得しているから、不動産取得の必要性や利用実態について尋問で明らかにすべきとする。

しかしながら、一審被告が自ら提供した住居確保損害の賠償は、事故前は一世帯として同居してきた世帯メンバーが、強制避難により離散して避難生活を継続せざるを得なくなったことを考慮し、一審被告の提案した条件を満たす限りそれぞれ避難先で住居を確保することも可能とするスキームであったのだから、山木屋の自宅以外に複数個所の不動産を取得することは当初から想定されており、むしろ一審被告が勧めていたことでもあった。したがって、当該原告に住居確保損害により不動産を取得したことの必要性や利用実態を個別に尋問することは、本件訴訟の争点とは関連性が乏しく、必要性にも乏しい。

(2) 一審被告は、当該原告について平成22年度の農業にかかる所得金額が赤字であるのに営業損害に対する賠償を受領したことを問題とするが、一審被告は、直接請求において、自ら定めた条件と自ら要求した資料に基づき営業損害を認めて賠償したのであるから、当該原告に対し農業の営業実態を個別に尋問することは本件訴訟の争点とは関連性が乏しく、必要性にも乏しい。

2 原告番号121-3について

一審被告は、当該原告が、本件事故当時から大学進学により福島県を離れることを予定していたから、事故後に実家以外の場所で生活したことは避難生活とは評価されないと主張し、進学等の予定やこれに伴う転居予定、本件事故後の生活

状況等について一審被告において立証する必要性があると述べる。

しかしながら、当該原告は、原判決では進学等に伴い避難生活が終了したと認定されて請求棄却されており（このこと自体は一審被告は控訴審で争うものであるが）、一審被告にとって主張立証する必要があるものとは解し難い。

一審被告は、総論において、当該原告の尋問の必要性については、「故郷喪失慰謝料」について若い世代の原告に尋問する必要性がある（5頁）と述べるが、各論（9頁）では、避難慰謝料について避難生活の終了時期を立証する必要があると説明しており、整合性を欠く。この点からも尋問の必要性がないことが一層明らかである。

3 原告番号123-1について

前項に同じ。

4 原告番号125について

前記1（1）に同じ。なお、当該原告は一審被告が自ら提供した住居確保損害の賠償条件に従って住居確保費用の支払いを受けたのであり、何ら問題がないだけでなく、本訴訟では住居確保損害の支払金額の当否を争点としておらず、長男家族と同居するに至った経緯は本件事故による避難慰謝料や故郷剥奪慰謝料を認定することと関連していないから、尋問の必要性に乏しい。

5 原告番号129-2について

前記1（1）に同じ。

前記1（2）に同じ。

6 原告番号169-1について

前記1（1）に同じ。

7 結語

以上から、一審被告による一審原告本人尋問はいずれも本訴訟の争点と関連性に乏しく、必要性がないから、採用すべきでない。

以上